⑴　日本工業規格Z2371（2000）塩水噴霧試験方法の3. 装置に定める規格に適合する装置を用い、9. 噴霧室の条件に定める規格に適合する塩水噴霧試験室において、7. 2. 1中性塩水噴霧試験に定める規格に適合する試験用塩溶液を24時間以上噴霧した後、16. 判定方法ａ）面積法に定める規格に適合する方法により判定を行つたとき、腐食がないか又はレイティングナンバ9. 8の腐食面積率であること。

別表第二高圧ホースの項技術上の基準の欄４⑴中「日本工業規格Ｂ0203（1982）管用テーパねじ」を「日本工業規格Ｂ0203（1999）管用テーパねじ」に改め、同欄４⑵を次のように改める。

⑵　日本工業規格Ｂ0205(2001)一般用メートルねじ―第４部：基準寸法及び日本工業規格Ｂ0209―２（2001)一般用メートルねじ―公差―第２部：一般用おねじ及びめねじの許容限界寸法―中(はめあい区分）に定める規格に適合するねじであること。

別表第二高圧ホースの項技術上の基準の欄４⑶を削り、同欄４⑷イ中「日本工業規格Ｂ8245(1994)液化石油ガス容器用弁に定めるガス充てん口の」を「日本工業規格Ｂ8245（2004）液化石油ガス容器用弁の5. 2ガス充てん口に定める」に改め、同欄４⑷を同欄４⑶とし、同欄４⑸を同欄４⑷とし、同欄４⑹を同欄４⑸とする。

別表第三密閉式又は屋外式バーナー付ふろがまの項技術上の基準の欄２中「日本工業規格Ｓ2092（1996）家庭用ガス燃焼機器の構造通則の付表２」を「日本工業規格Ｓ2092（2010）家庭用ガス燃焼機器の構造通則の表５」に改め、同欄20⑵イ中「日本工業規格Ｓ2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表14機能部品の耐熱試験の1. ガス閉止弁」を「日本工業規格Ｓ2093（2010）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表16機能部品の耐熱試験の１ガス閉止弁（器具栓を含む。)」に改め、同欄20⑵ロ中「日本工業規格Ｓ2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表14機能部品の耐熱試験の2. 点火ユニット」を「日本工業規格Ｓ2093（2010）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表16機能部品の耐熱試験の２点火ユニット（圧電素子ユニットを含む。)」に改め、同欄20⑵ハ中「日本工業規格Ｓ2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表14機能部品の耐熱試験の3. 器具ガバナー」を「日本工業規格Ｓ2093（2010）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表16機能部品の耐熱試験の３器具ガバナ」に改め、同欄22中「日本工業規格Ｂ0203（1982）管用テーパねじ」を「日本工業規格Ｂ0203（1999）管用テーパねじ」に改める。

別表第三開放式若しくは密閉式又は屋外式ストーブの項技術上の基準の欄２中「日本工業規格Ｓ2092（1996）家庭用ガス燃焼機器の構造通則の付表２」を「日本工業規格Ｓ2092（2010）家庭用ガス燃焼機器の構造通則の表５」に改め、同欄22⑵イ中「日本工業規格Ｓ2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表14機能部品の耐熱試験の1. 液化石油ガス閉止弁」を「日本工業規格Ｓ2093（2010）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表16機能部品の耐熱試験の１ガス閉止弁（器具栓を含む。)」に改め、同欄22⑵ロ中「日本工業規格Ｓ2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表14機能部品の耐熱試験の2. 点火ユニット」を「日本工業規格Ｓ2093（2010）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表16機能部品の耐熱試験の２点火ユニット（圧電素子ユニットを含む。)」に改め、同欄22⑵ハ中「日本工業規格Ｓ2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表14機能部品の耐熱試験の3. 器具ガバナー」を「日本工業規格Ｓ2093（2010)家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表16機能部品の耐熱試験の３器具ガバナ」に改め、同欄25中「日本工業規格Ｂ0203（1982）管用テーパねじ」を「日本工業規格Ｂ0203（1999）管用テーパねじ」に改め、同欄36⑧ロ㈠中「日本工業規格Ｓ2147（1991）カセットこんろの5. 14機能部品の耐熱試験の5. 14. 1器具栓」を「日本工業規格Ｓ2147（2009）カセットこんろの6. 14機能部品の耐熱試験の6. 14. 1器具栓」に改め、同欄36⑧ロ㈡中「日本工業規格Ｓ2147（1991）カセットこんろの5. 14機能部品の耐熱試験の5. 14. 2点火ユニット」を「日本工業規格Ｓ2147（2009）カセットこんろの6. 14機能部品の耐熱試験の6. 14. 2点火ユニット」に改め、同欄36⑧ロ㈢中「日本工業規格Ｓ2147（1991）カセットこんろの5. 14機能部品の耐熱試験の5. 14. 3器具ガバナー」を「日本工業規格Ｓ2147（2009）カセットこんろの6. 14機能部品の耐熱試験の6. 14. 3器具ガバナ」に改める。

別表第三ガス漏れ警報器の項技術上の基準の欄９中「日本工業規格Ｃ6575（1975）電子機器用筒形ヒューズ又は日本工業規格Ｃ8352（1979）配線用ヒューズ及びホルダ通則」を「日本工業規格Ｃ6575―２（2005）ミニチュアヒューズ―第２部：管形ヒューズリンク又は日本工業規格Ｃ8352（1983）配線用ヒューズ通則」に改め、同欄13⑶ロ中「日本工業規格Ｃ2509（1978）通信機器用接点材料の３種の規格に適合するもの又はこれと同等以上の」を「耐久性及び耐酸化性を有し、かつ、融着を起こしにくい材料を用いた」に改め、同欄13⑹イ及び14⑸イを次のように改める。

イ　指示電気計器の表示誤差は、2.5パーセント以内であること。

別表第三低圧ホースの項技術上の基準の欄３を次のように改める。

３　継手金具の接続部のねじは、次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

⑴　日本工業規格Ｂ0203（1999）管用テーパねじに定める規格に適合するねじであること。

⑵　日本工業規格Ｂ0205―４（2001）一般用メートルねじ―第４部：基準寸法及び日本工業規格Ｂ0209―２(2001)一般用メートルねじ―公差―第２部：一般用おねじ及びめねじの許容限界寸法―中（はめあい区分）に定める規格に適合するねじであること。

別表第三対震遮断器の項技術上の基準の欄１⑴を次のように改める。

⑴　本体に使用する金属は、日本工業規格Z2371（2000）塩水噴霧試験方法の3. 装置に定める規格に適合する装置を用い、9. 噴霧室の条件に定める規格に適合する塩水噴霧試験室において、7. 2. 1中性塩水噴霧試験に定める規格に適合する試験用塩溶液を24時間以上噴霧した後、16. 判定方法ａ）面積法に定める規格に適合する方法により判定を行つたとき、腐食がないか若しくはレイティングナンバ9. 8の腐食面積率である耐食性のある金属又は表面に耐食処理を施した金属であつて、その他使用上支障のある欠陥のないものであること。

別表第三対震遮断器の項技術上の基準の欄３中「感震素子」の下に「(不活性ガス等を封入し、密閉した構造のものを除く。)」を加え、同欄11中「日本工業規格Ｂ0203（昭和51年）管用テーパねじ」を「日本工業規格Ｂ0203（1999）管用テーパねじ」に改める。

別表第四カートリッジガスこんろの項中「日本工業規格Ｓ2010（1986）アルミニウム板製品器物」を「日本工業規格Ｓ2010（2009）アルミニウム板製品器物」に改め、半密閉式バーナー付ふろがまの項、ふろバーナーの項及び半密閉式ストーブの項中「普通騒音計（日本工業規格Ｃ1502（1990）普通騒音計」を「騒音計（日本工業規格Ｃ1509―１（2005）電気音響―サウンドレベルメータ（騒音計）―第１部：仕様」に改める。

附　則

この省令は、平成二十三年十二月一日から施行する。

○経済産業省令第七十三号

ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第三十九条の十第一項の規定に基づき、ガス用品の技術上の基準等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年十一月二十八日　　経済産業大臣　枝野　幸男

ガス用品の技術上の基準等に関する省令の一部を改正する省令

ガス用品の技術上の基準等に関する省令（昭和四十六年通商産業省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

別表第三半密閉燃焼式ガス瞬間湯沸器の項技術上の基準の欄２中「日本工業規格Ｓ2092（1996）家庭用ガス燃焼機器の構造通則の付表２」を「日本工業規格Ｓ2092（2010）家庭用ガス燃焼機器の構造通則の表５」に改め、同欄17⑵イ中「日本工業規格Ｓ2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表14機能部品の耐熱試験の1. ガス閉止弁」を「日本工業規格Ｓ2093（2010）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表16機能部品の耐熱試験の１ガス閉止弁（器具栓を含む。)」に改め、同欄17⑵ロ中「日本工業規格Ｓ2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表14機能部品の耐熱試験の2. 点火ユニット」を「日本工業規格Ｓ2093（2010）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表16機能部品の耐熱試験の２点火ユニット（圧電素子ユニットを含む。)」に改め、同欄17⑵ハ中「日本工業規格Ｓ2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表14機能部品の耐熱試験の3. 器具ガバナー」を「日本工業規格Ｓ2093（2010）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表16機能部品の耐熱試験の３器具ガバナ」に改める。